

令和6年度
随意契約（先着順）による市有財
産売払い案内書

藤沢市財務部管財課

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3512（直通）

TEL 0466-25-1111（代表）内線 2372

FAX 0466-50-8427

一般競争入札を実施し、入札者がなかった次の物件について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約（先着順）の相手方を募集します。

1 物件一覧

物件番号	土地の表示	都市計画上の制限等	売却価格
1	藤沢市大鋸二丁目382番1 登記地目 宅地 登記地積 534.65㎡	・市街化区域内 ・第1種中高層住居専用地域 ・建ぺい率60%、容積率200% ・準防火地域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害警戒区域	81,800,000円

注意事項

- 1 本市の事情により、募集の中止又は内容の変更をすることがありますのでご了承ください。

2 買受人の資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者で、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第2条第1項第1号に規定する税の滞納がない者とします。

3 買受申込期間・受付時間・受付場所

- (1) 申込期間 2024年（令和6年）5月20日（月）から随時
（ただし、土日祝日及び年末年始を除く）
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時
（ただし、正午から午後1時までを除く）
- (3) 受付場所 藤沢市役所管財課
（藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎5階）

※提出書類を直接受付場所に持参してください。郵送、電話、ファクシミリ等での申込みは受付いたしません。

4 買受申込時提出書類

(1) 普通財産買受等申込書

添付の別紙2「普通財産買受等申込書」を使用してください。

※物件を共有名義とされる場合には、共有者全員での申込みになります。

(2) 申込人が法人の場合 法人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

申込人が個人の場合 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

(3) 納税証明書（納税証明書その3の3又は納税証明書その3の2）

5 納税証明書の提出及び本市に納付すべき市税の滞納がないことの確認

(1) 消費税及び地方消費税について、未納のないことを証する次の書類を提出してください。なお、証明書の有効期間は、申込書の提出日以前3か月以内に発行されたものとします。

ア 法人の場合 消費税及び地方消費税が未納のないことの証明

（納税証明書その3の3）・・・本社所在地の**税務署**発行

イ 個人の場合 消費税及び地方消費税が未納のないことの証明

（納税証明書その3の2）・・・所在地の**税務署**発行

(2) 本市に納付すべき市税の滞納がないことの確認

本市において収納確認をさせていただきますので、納税証明書は不要です。

6 買受人の決定

(1) 買受申込期間内に最初に申込みをした者を買受人として決定します。

(2) 同日に同一物件に複数の申込みがあった場合、抽選により買受人を決定します。

(3) 提出書類に不備や買受人に欠格事由がある場合には、申込みを不受理とします。

7 契約の締結

買受人の決定後、速やかに別紙3「土地売買契約書（見本）」の内容の契約を市と締結します。

※ 土地売買契約は、普通財産買受等申込書に記載された申込人名義で行います。

8 売買代金の納付方法

売買代金の納付方法は、次の2通りの方法があります。いずれの方法によるかは、買受申込時にお申し出ください。

- (1) 土地売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法
- (2) 土地売買契約締結と同時に契約保証金を納付し、残額を30日以内に納付する方法

まず、土地売買契約締結と同時に、**売却価格の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付し**、その後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付する方法。この場合、本市が残額の納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当します。この充当手続きの完了をもって、売買代金の完納となります。

※ 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額が納期限までに納付されなかった場合には、本市に帰属することになります。

※ 契約保証金は、その受入期間について利子を付しません。

※ 売買代金の分割納付はできません。

9 所有権の移転等

売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、速やかに物件を現況のまま引き渡します。所有権移転登記については、物件の引渡後、普通財産買受等申込書に記載された申込人名義で市が行います。

なお、土地売買契約書（本市保管のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

【地方自治法 抜粋】

(職員の行為の制限)

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

【地方自治法施行令 抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係わる契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

【藤沢市契約規則 抜粋】

(一般競争入札の参加資格)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、かつ、次の各号に該当している者でなければならない。

- (1) 消費税及び地方消費税並びに藤沢市に納付すべき市税の滞納がない者
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下単に「建設工事」という。)の請負にあつては、同法第3条第1項に規定する者
- (3) 土木建築に関する工事の設計若しくは監理、土木建築に関する工事に関する調査又は測量の委託(以下「測量等の委託」という。)にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)、測量法(昭和24年法律第188号)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)若しくは補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)による登録を受けている者又は入札参加資格者として市長の認定を受けている者

2 前項に規定するもののほか、市長は、政令第167条の5の2の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定め、その他制限を付して当該入札を行わせるために必要な事項を定めるものとする。

【藤沢市公有財産規則 抜粋】

(目的外使用の資格)

第12条 市長等は、次に掲げる要件を備えていないものには行政財産の目的外使用（以下単に「目的外使用」という。）の許可をしないものとする。

- (1) この市に納付すべき市税を滞納していない者であること。
- (2) この市に対して行うべき市税に係る申告を怠っていない者であること。

(普通財産の処分等)

第36条 普通財産の処分（売払い、譲与及び交換をいう。以下同じ。）に関する事務は、管財課長が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる普通財産の処分に関する事務は、当該各号に定める職員が行う。

- (1) 行政財産として取得しようとする不動産と交換する普通財産である不動産（廃道敷及び廃水路敷を除く。） 建設総務課長
- (2) 廃道敷及び廃水路敷 道路管理課長

2 第12条第1項の規定は、普通財産の処分を受けようとする者の資格について準用する。この場合において、同項中「普通財産を借り受けよう」とあるのは、「普通財産の処分を受けよう」と読み替えるものとする。

3 普通財産の処分を受けようとする者は、普通財産買受等申込書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申込書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、処分することとした場合には速やかにその旨を書面により当該申込人に通知するとともに、契約手続を行うものとする。